

公 益 財 団 法 人 移 行 に つ い て

財団法人宮崎県体育協会は、平成24年4月1日、現法人を解散して、公益財団法人に移行しました。

公益財団法人は、平成20年12月1日に施行された「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）」等、公益法人制度改革3法に基づいて設立する法人です。公益目的事業を行うことを主たる目的としていること（注1）、公益目的事業を行う運営能力を有すること、法人の関係者や外部の特定の個人、団体に対して特別の利益を与えないこと等、その社会的役割に鑑み厳しい要件があり、第三者機関である公益認定審議会において公益法人にふさわしいと判断され、行政庁が認定して、公益法人としてスタートすることができます。

厳しい要件、手続はありますが、公益法人になると、公益法人及びその法人に寄附する個人、団体には税制上の措置があるとともに、何よりも、法律で認められた公益のための法人という社会的な意義と社会的な信用を得られることが大きいと考えています。

振り返ると、宮崎県体育協会は、戦後の混乱の中で、スポーツの力を結集して郷土みやざきを元気にしようという関係者の熱い思いで、昭和21年に設立され、その後、昭和47年に、財団法人として認可され、今日に至っています。その間、昭和22年に県民スポーツ振興の礎となる宮崎県民体育大会を開催、昭和39年にスポーツによる青少年の健全育成に貢献する宮崎県スポーツ少年団を設立、昭和54年に本県を全国に発信した「日本のふるさと宮崎国体」の開催等、加盟団体とともに本県スポーツ推進の歴史を刻んできました。

今、本協会は、組織、規程（注2）、諸事業を見直す等、公益法人移行に向けて準備を進めています。今まで以上に高い社会的役割を担うこととなるこの機会に、加盟団体及び関係諸機関、団体と連携して、積極的に本県スポーツ推進の事業を展開し、県民及び本県の活力ある未来に貢献したいと考えています。これからも御支援をお願いします。

（注1）公益目的事業とは、「認定法に定める公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいう

（注2）公益法人移行後の定款（法人の目的、事業）、組織は、以下のとおり。

公益財団法人宮崎県体育協会定款（抜粋）

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、県民スポーツの統轄組織として、関係機関団体と連携し、スポーツの健全な普及を図り、県民の体力向上と本県の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）スポーツ振興に関する基本方針を策定すること。
- （2）加盟団体の活動及び組織の発展を支援すること。
- （3）この法人及びスポーツ振興に関する啓発、広報を実施すること。
- （4）地域のスポーツ活動及び地域のスポーツ組織の発展を支援すること。
- （5）競技力向上に関する事業を実施し、競技団体等を支援すること。
- （6）国民体育大会等に本県代表選手、役員等を派遣すること。
- （7）スポーツ少年団はじめ青少年スポーツを育成、支援すること。
- （8）スポーツ振興に関する国際交流事業を実施すること。
- （9）スポーツ指導者育成に関する事業を実施すること。
- （10）県民及び競技者の健康、安全に関するスポーツ医・科学支援事業を実施すること。
- （11）この法人及び本県スポーツに関する記録、情報を収集、活用すること。
- （12）スポーツ振興に関する表彰・顕彰事業を実施すること。
- （13）この法人の事業推進に資する物品販売等の事業を実施すること。
- （14）その他この法人の目的を達成するために必要な事業。